

崎ヲ出立翌年正月拜禮ヲ相勤ム、正保四年六月、黒船二艘來リシ時、其年ノ加比旦ヘンテレキコ
 エタ、例ノ如ク參著スルニ御咎メアリ、年來御制禁ノ黒船日本ニ來ルヲ注進スベキ處ニ、其儀ナ
 ク候儀不届ナリトテ、即拜禮御受無之シテ、空シク長崎ヘ歸ル、其翌年慶安元年、加比旦テレキス
 ノク渡來タレリ、上使井上筑後守下向アリテ、目明仲庵ヲ以テ、去年黒船來リシ時、注進セザル趣
 御吟味アルニ、加比旦其儀曾テ不承及旨、横文字ノ書一通差出ス、即通詞ニ命ジ和解ノ文認サセ、
 御歸府ノ時、江府ヘ持參アルニ、則御免アルベキ旨仰アリテ、以前ノ如ク拜禮相勤ムトナリ、明曆
 三丁酉正月十八日、江戸大火以來、萬治三年マデ四年間、正月ゴトニ阿蘭陀旅宿類燒セシニ付、翌
 寛文元年辛丑年命アリテ、正月十五日長崎ヲ出立、三月朔日拜禮スベキ旨仰出サレ、夫ヨリ以來
 定例トナル、夫ヨリ七十四年後、享保十八年癸丑ノ年、西國饑饉ニテ世間物騒シクナルニヨリ、四
 月十五日當地出立ス、阿蘭陀ノ拜禮獻上物ト云ハ、端物ハ猩々緋以下奥嶋ニイタル、其外金唐
 草硝子器物名酒等也、從御本丸吳服三十、從西御丸吳服二十、大小通詞ヘ白銀拜領ナリ、又御役掛
 リノ諸家ヘ、阿蘭陀人ノ進物各品アリ、從諸家又阿蘭陀ヘ物ヲ賜フ也、昔シヨリ獻上ノ大概如左、
 獻上物銀高四十三貫目分、御老中、銀高五貫目分、御坊主頭衆、五拾目分、御若年寄、同貳貫目分、
 秋鹿長兵衛、六拾目分、御支配人、同貳貫三百目分、御給人衆、貳貫六百目分、寺社奉行、同壹貫百目分、
 御下役衆、壹貫百目分、江戸町奉行、同壹貫目分、町使二人、貳百五拾目分、御諸司代、同壹貫七百目分、
 筆者二人、貳百三拾目分、京町奉行、同七百目分、料理人二人、百三拾目分、大坂町奉行、同四百目分、
 和蘭陀宿長 壹貫貳百目分、同御家老衆、同貳拾目分、同家來、貳拾目分、百人御番頭、同百拾目分、
 崎源右衛門 長 壹貫貳百目分、同御家老衆、同貳拾目分、同家來、貳拾目分、百人御番頭、同百拾目分、
 右衛門 壹貫目分、御徒目附衆、同三拾目分、大坂宿兵衛 壹貫目分、下關宿禮、四拾目分、
 馬指荷 宰領 貳拾目分、
 駕籠頭

〔寛明日記〕承應二歲正月十五日、阿蘭陀六人御目見有之、所謂メストロアシ、コシツアヒタレ、モミ